山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画について

1 現計画策定の背景と趣旨

近年、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の急速な変化により、育児、介護、障がい、貧困などの課題を複合的な抱える世帯や福祉分野に加え、保健医療や就労等、分野横断的な支援を必要とするケースが増大してきています。

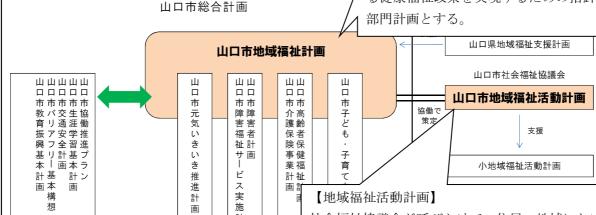
このような中、子ども、高齢者、障がい等、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の取組が求められています。本計画は、こうした社会状況の変化や国等の動向を踏まえ、あらゆる人と協働し、支え合いの地域社会づくりを引き続き進めていくことを目的に、「山口市地域福祉計画・

山口市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

2 計画の位置付け

【地域福祉計画】

社会福祉法第107条に基づく行政計画であると同時に、「第二次山口市総合計画」における健康福祉政策を実現するための指針となる部門計画とする。



社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会 福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業 を経営する者が相互協力して策定する地域福祉を目的と した民間の活動・行動計画とする。

3 計画期間

平成30年度~令和4年度(5か年)

《参考》

- ① 「山口市地域福祉計画」策定(計画期間:H16~H20)
- ② 「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定(計画期間:H21~H25)
- ③ 「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定(計画期間:H26~H29)
- ④ 「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定(計画期間:H30~H34)

4 現計画の体系

【基本理念】 おんなでともに支え合い、誰もがその人らしく、 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり 理 基本目標 活動目標 住民、地域、関係 市社会福祉協議 市の取り組み 会の取り組み 会の取り組み 出口市地域福祉計画

山口市地域福祉活動計画

5 山口市地域福祉推進協議会

(1)役割

「山口市地域福祉推進協議会要綱」第2条による

- ① 計画の策定及び取組みの評価・検証に関すること。
- ② 社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画(社会福祉法第55条の2第4項に規定する地域公益事業が含まれるものに限る。)に関すること。
- ③その他、地域福祉の推進に関すること。

(2)任期(令和3年8月6日~令和8年3月31日)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画期間	現計画		-	✓ 次期記	上面			-
		アンケート	計画作成	[D/341E			アンケート	計画作成
委員の任期						-	4	
	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価
		策定	策定				策定	策定

6 次期計画策定スケジュール(予定)

【令和3年度】

令和4年1月

令和3年度第2回山口市地域福祉推進協議会開催

山口市地域福祉推進協議会において計画策定方針決定

令和4年2月~3月 地域福祉アンケート実施

【令和4年度】

令和4年6月~

令和5年2月 | 令和4年度山口市地域福祉推進協議会(5回程度)

令和4年11月 計画案作成

令和4年12月 パブリックコメント

令和5年 3月 計画策定・公表